

受給資格期間短縮の施行に向けた対応について

平成28年12月21日

 厚生労働省年金局事業管理課

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

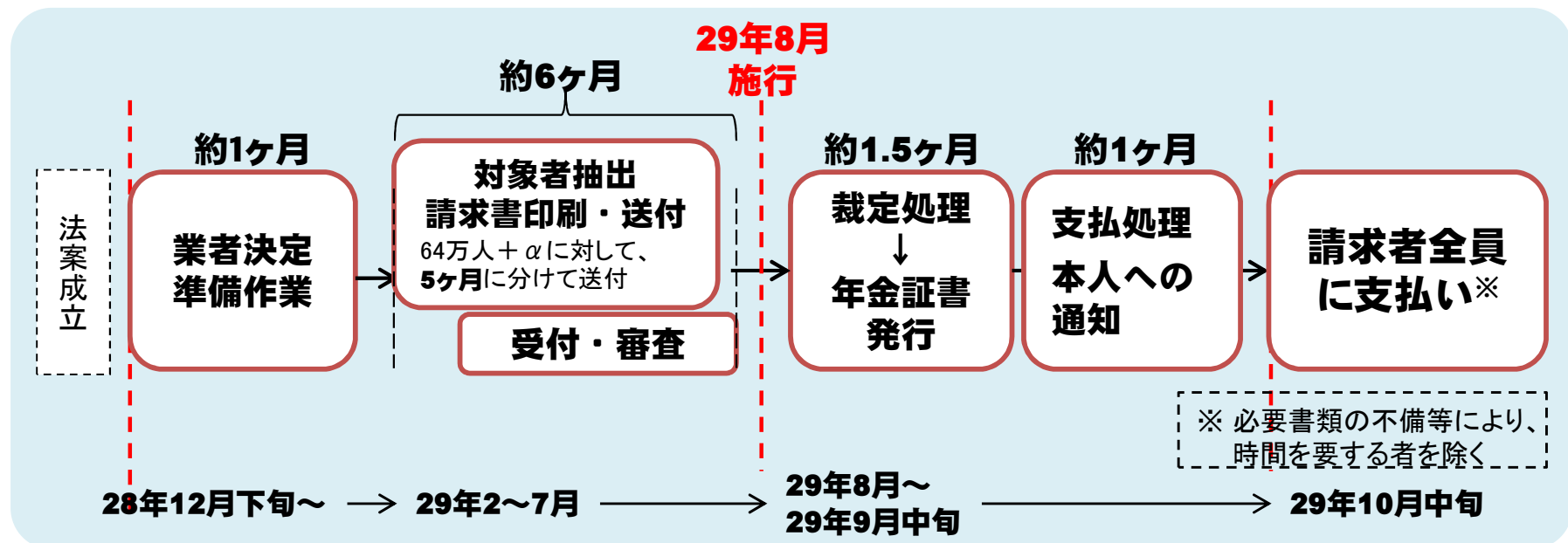
受給資格期間短縮について

【制度の背景と概要】

- 無年金者の問題はかねてから年金制度の一つの課題であったが、社会保障・税一体改革において年金を受け取れる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をなるべく年金の受給につなげる観点から、年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)を、25年から10年とすることとなっていた。
- 今般、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることとなった。

【事務の流れ】

- 今後の事務の流れは以下のとおり。**施行前に、対象者全員に請求書の送付を完了**する予定。



請求書送付のスケジュール(予定)

【ポイント】

- **請求書の送付は、原則、年齢の高い方から順次送付することを予定。**
- **共済組合等の加入期間を有する方等**については、情報照会プロセスを踏む必要があることなどから、**まとめて最後に送付する予定。**
- 送付対象者は、ア国民年金保険料納付済期間、イ国民年金保険料免除期間、ウ被用者年金加入期間を合わせて、10年～25年未満の方。ア～ウを合わせて、**10年に満たない方に送付するお知らせについては、別途、検討中。**

【スケジュール案】

送付スケジュール	送付対象者
① 平成29年2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日に生まれた方
② 平成29年3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日に生まれた方
③ 平成29年4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日に生まれた方
④ 平成29年5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日に生まれた方
⑤ 平成29年6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日に生まれた方 大正15年4月1日以前に生まれた方(旧法対象者) 共済組合等の加入期間を有する方

※1 送付スケジュール・対象者は現時点の案であり、変更することがある。

※2 男性は昭和30年8月1日までに生まれた方が送付対象者となる。

年金相談における予約相談の全体像(イメージ図)

- 受給資格期間短縮の請求書を受け取る方には、予約相談によりスムーズな相談を行うことで、混乱なく受付を行う。

